

平成 24 年 天草市農業委員会第 6 回総会議事録

平成 24 年 6 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア  
研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（35 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番			6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番	松本カツエ	君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番	平岡 秀樹	君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番			38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

5 番	梅本 秀幸	君	37 番	戸谷 泰典	君
-----	-------	---	------	-------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4 名）

局長補佐	中村 政一	参 事	吉田 直哉
参 事	藤崎 眞二	主 査	寺澤 大介

#### 4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 32 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 33 号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画について

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局(中村政一君) それでは、只今から平成 24 年第 6 回総会を開催致します。初めに、鬼塚会長からご挨拶をお願い致します。

会長(鬼塚猛清君) 皆さん、こんにちは。本日は五和農業情報センターをお借りしての総会ということで、皆さん方、道を間違ったり戸惑われたりしたと思っておりますが、定刻に総会を始められましたことにお礼を申し上げます。

本日は小松委員さんの怪我が回復したということで、総会に出席していただいております。本当におめでとうございます。今後も我々農業委員と一緒に、またご活躍をお願いしたいと思います。

ここ 2、3 日、梅雨前線が停滞し強い雨が降りまして、皆さん方も自分の農地が崩れたり等の被害はなかったでしょうか。県外の新聞等によりますと、雨の被害が多くなってきておりますし、また先ほど坂上委員と話をしたのですが、たばこにも被害があったというようなことでございます。できるだけ災害にあわないように、皆さん方もお気をつけいただきたいと思います。

さて、この前認定農家の会の総会と担い手の総会に出席させていただきました。その中でやはり天草を見るときに、農家の高齢化、またいつも言っておりますけれども、後継者不足というようなことで、本当に荒廃が進んできております。我々も農業委員としても、一生懸命になって農地の巡回なり色々してみますけれども、荒廃には追いつかないということで、苦労しております。そういうことで、担い手の方でもですね、認定農家の掘り起こしを進めております。皆さん方の地域で、認定農家の条件をクリアしているのに認定を受けてない農家がいらっしゃればですね、認定農家になるよう勧めていただければ幸いです。皆さん方がご存知のように、認定農家じゃなければ、色々な助成が受けられませんので、それで皆様方のお力を拝借したいと思っております。

本日は件数が沢山あがっております。これくらいで挨拶にしたいと思います。

事務局(中村政一君) 本日は 5 番梅本委員、37 番戸谷委員から欠席の届けが出ておりますが総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は会長をお願い致します。

---

議長(鬼塚猛清君) これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) それでは、30 番小松信男委員、34 番椎場次穂委員を指名致します。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第2、議第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局より各申請案件について一括して説明をお願いします。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料の 、 をご覧ください。1番について説明します。杵宇土町の譲受人は、神奈川県横浜市の譲渡人より杵宇土町の田2,264㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を作付けされる計画です。

事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。五和町の譲受人は、千葉県柏市の譲渡人より、五和町の田615㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は柿を栽培される計画です。

事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。有明町の譲受人は、広島県呉市の譲渡人より、有明町の田1,023㎡を贈与により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

4番について説明します。有明町の譲受人は、広島県呉市の譲渡人より、有明町の田214㎡と畑118㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、玉ねぎ、ジャガイモ、きゅうりを栽培される計画です。

事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田185㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。

6番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田962㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、かぼちゃを栽培される計画です。

事務局（吉田直哉君） 7番について説明します。深海町の譲受人は、深海町の譲渡人より、深海町の田278㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地

はみかんを栽培される計画です。

8番について説明します。深海町の譲受人は、福岡県太宰府市の譲渡人2名より、共有分の深海町の畑260㎡を売買により取得したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地はみかんを栽培される計画です。

9番について説明します。天草町の譲受人は、諏訪町の譲渡人より、天草町の田1,485㎡を売買により取得したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

10番について説明します。天草町の譲受人は、東京都杉並区の譲渡人より、天草町の畑1,427㎡を売買により取得したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は野菜を栽培される計画です。

11番について説明します。天草町の譲受人は、さいたま市の譲渡人より、天草町の畑334㎡を売買により取得したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は野菜を栽培される計画です。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

14番（山本友保君） 14番、山本です。1番を説明致します。申請地は杵宇土の農協付近の水田でございます。申請人は家族3人で農業を現在もずっと継続していらっしゃいます。今回売買により所有権を移転する予定でございます。そして、取得後は稲作を中心に栽培しますということでした。審議をよろしくお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました、1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について、担当委員より説明をお願い致します。

24番（坂上眞守君） 24番、坂上です。2番について説明します。譲渡人は、もう天草には帰ってくる予定はないということです。また、譲受人はずっと申請地を管理していまし

た。申請地には柿を栽培されるということで、なにも問題はないと思います。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは3番について、担当委員より説明をお願いいたします。

10番（元島正則君） 10番、元島です。3番について説明を致します。場所については、国道から上津浦 - 栖本線に入った県道付近にある水田でございます。譲渡人と譲受人は親戚同士でございます。今まで、譲受人が10数年水稻を作って管理をしておりました。そうということで、譲渡人から今回、自分は耕作をしないので、贈与したいとの申請がっております。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番について、担当委員より説明をお願いいたします。

10番（元島正則君） 10番、元島です。ただいまの3番と同じ譲渡人でございます。譲受人は申請地を家庭菜園として利用されておるということでございます。長年借地として耕作されており、今回売買で取得したいということで申請があがっております。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

ます。

それでは5番について、担当委員より説明をお願いいたします。

8番(稲田秀敏君) 8番、稲田です。5番の説明を致します。譲渡人と譲受人の農地が隣接しておりまして、譲渡人が取得する185㎡に田植えをするということですね、売買が成立しております。経営規模拡大のためでございます。よろしく審議をお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは6番について、担当委員より説明をお願いいたします。

29番(前田達也君) 29番、前田です。今回の申請は、譲受人が農業をされておりまして、経営農地の拡大のために譲渡人から、売買によって取得したいということです。現地を見に行きましたけれども、もうすぐにも耕作できるような状態になっていますので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは7番について、担当委員より説明をお願いいたします。

2番(滝下清三郎君) 2番、滝下です。7番、8番は同じ譲受人で同じところでございますので、続けて説明をいたします。場所は深海から浅海に越える田んぼですが、去年基盤整備でできあがった所でございます。申請地はそれぞれ譲受人が借り受けて耕作されておりますので、なんら問題はないと思います。以上でございます。よろしくお願いします。

議長(鬼塚猛清君) 7番、8番、一括して説明がございましたけれども、まず7番の方から審議致します。ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はございませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8 番の件につきまして、質疑はございませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

続いて 9 番について、担当委員より説明をお願い致します。

28 番 ( 川原昭雄君 ) 本来ならば、譲受人の住所が大江でございますので、小堀田委員が説明するところですが、申請地が私担当の高浜でございますので説明させていただきます。譲渡人は薬剤師でございます、譲受人は大江出身でございます。今まで譲受人が、ずっと耕作をしておいた土地でございます、今回借り受けないか、あるいは買ってください、という合意の下で本件の申請に至ったわけでございます。先ほど、冒頭に言い忘れましたが、28 番の川原でございます。よろしくお願い致します。以上です。

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ただいま説明がありました 9 番の件につきまして、質疑はございませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは 10 番について、担当委員より説明をお願いいたします。

36 番 ( 小堀田幸一君 ) 36 番、小堀田です。10 番と 11 番、続けてご説明させていただきます。譲受人が 10 番と 11 番は同じになっています。場所は木原団地といいまして、皆さん 1 回見に行かれたところでは、その中で区画整理をしてあるところに、10 番の譲渡人と 11 番の譲渡人の畑が、1 枚の畑の中に杭を打って分かれた状態であり、譲渡人両人とも、東京と埼玉におられまして、耕作ができないということで譲受人に買ってくれないか、ということで話がまとまったということです。現地を確認しましたが、草も刈られており、



耕作可能な状態になっておりました。なんら問題はありせんので、よろしくご審議のほどお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） 10番11番、一括して説明ございましたけれども、まず10番の方から審議致します。10番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは11番について、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第30号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） お手元の資料の 、 、 をご覧いただきたいと思います。

1番について説明します。本渡町本戸馬場の申請人は貸家とするため、本渡町本戸馬場の畑187㎡を転用したいというものです。既に貸家としているため始末書が添付されております。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。1番について説明致します。ただいま事務局から説明がありましたとおり、貸家住宅としたいとして申請されます。場所と現地の状況は、資料 の1ページ、2ページとなっておりますのでご覧ください。写真をご覧の通り、既に建設されていますので始末書がついております。この案件は農地パトロールで指導され、今回の申請となり大変申し訳ない、とのことでした。給水は市水、生活排水は公共下水道、雨水は道路の側溝をそれぞれ利用されます。周囲は宅地化が進み、隣接農地の同意もとっ

であり、特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。楠浦町の申請人は資材置場とするため、亀場町の田1,175㎡の内668.23㎡を転用したいというものです。既に埋土してあるため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内に位置するため、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則許可することができませんが、公益性が高いと認められる事業で非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為は例外的に許可できることとなっております。以下、一般基準については記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

14番（山本友保君） 14番、山本です。2番について説明を致します。資料 の3ページに字図がございます。そして4ページには写真がございます。そちらをご覧ください。亀場町に在住の申請人は自己所有の水田、1,175㎡のうち668.23㎡を車用の資材置き場として利用したいということの申請でございます。申請地はすでに盛土がしてございますので、始末書が添付されております。事務局説明のとおり現地は非農用地区域でございますので、今後の用途としまして、資材置き場、車の一時置き場であり、この場所でのエンジンの解体もございませんということでした。そういうことで、この場所のオイルの流出とか、そういうのはございません。ということで、隣接地の同意書、区長さんの排水同意書が添付されております。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） はい。

議長（鬼塚猛清君） どうぞ。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま山本委員からの詳しい説明がありました

けれども、1つ聞きたいと思います。ここは字図を見てみますと、周囲が農地で、場所も農地が広がるとおもいますけれども、こういった資材置き場とか自動車置き場なんかにしてみても、周囲の農地に迷惑とか影響はなかっでしょうか。そこを詳しくお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。地区は山本委員でございますけれども、この場所は自分が換地委員をした関係で基盤整備をしたところでございますので、私の方から説明させていただきます。ここは、楠浦の基盤整備が65町従前地の面積がございましたけれども、基盤整備し、できあがったのが47町でございます。その中で非農用地として3ヶ所に非農用地を設けました。やはりどうしても、自分の家族なり、または分家なりというようなことで、非農用地が必要でございますので、まとめて整備した所が今の写真のところでは、ここは、大門港の少し手前になりますけど、4、5社ほどの工業の主体とした業者が集まっております。普通の民家の住宅としての非農用地は別の方にございまして、騒音なり、色々な雑音があると思います。それをまとめた所が今の写真の現地でございます。土地改良区とも話をしたのですけれども、他の所の非農用地はまだ擁壁が済んでおりませんので、そういう所はやはり転用に同意できない、というようなことを換地委員会でも決議しております。申請地は申請者が個人で擁壁をするということでございましたので、土地改良区の同意を受けられたということでございます。なんら問題ないと思います。よろしくお願い致します。

20番（原田康盛君） 詳しい説明ありがとうございます。非農用地ということでございますので、工業団地として利用するのがいいんじゃないかと私は思います。以上です。

議長（鬼塚猛清君） はい。他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 他にないようでございますので、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願いします。

事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。亀場町の申請人は通路とするため、亀場町の畑31㎡を転用したいというものです。既に通路として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

14番（山本友保君） 14番、山本です。3番について説明致します。場所は亀場町食場にジャスコ本渡店がございます。その店舗から奥の方へ入ったところでございます。申請地の畑でございますけれども、31㎡を道路として拡張したいとの申請でございます。既に拡張されて、道路として使っておりますので、始末書が添付されております。隣接者の同意書、また区長さんの排水同意書も添付してございます。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がございました、3番の件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

それでは4番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。佐伊津町の申請人は宅地拡張及び作業場とするため、佐伊津町の田452㎡を転用したいというものです。既に宅地として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。4番について説明致します。宅地拡張と西側になるところを育苗等作業スペースにしたい、とのことでした。親父さんが亡くなって相続をする時に、まだ農地になっとった、ということで始末書を付けて出してあります。隣接に農地はないので同意書はありません。以上です。審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。佐伊津町の申請人は墓地とするため、佐伊津町の畑104㎡を転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。環境課へ墓地等経営許可申請中であり、許可見込みであります。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。先ほどの申請人と一緒ですけれども、申請人の旦那が4、5年前に亡くなりまして、この人は次男だったので、下の本家の墓地を借りていたそうですけれども、新しい墓を作りたいということで、今度申請を出しておられます。隣接の同意も取れていますし、畑の真ん中あたりに自分の墓を作られるということで、他の人には迷惑はかからんとじゃないかと思って申請されたそうです。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） はい

議長（鬼塚猛清君） どうぞ

20番（原田康盛君） 原田です。担当委員からの詳しい説明がありましたけれども、1、2お伺いしたいと思います。この畑にですね、畑自体が何畝じゃい何反あつと分かりませんけれども、その真ん中ですね。墓地を作るっていうのが、自分の農地であってもですね、農地に墓地を作るということはもう畑としては使わないんじゃないか、と思います。あと、周囲の同意は取れとるという話ですけれども、近隣の農地あたりにもやっぱり、ある程度迷惑とかあるんじゃないかとかと思いますので、そこら辺の説明をお願いします。事務局からも。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。現地をしてみますと、影もささんし、大体、下の田んぼの人も親戚関係で同意も受けられたようですので、大丈夫だとは思いますが、いかかですか。

議長（鬼塚猛清君） 事務局。補足説明をお願いします。

事務局（寺澤大介君） 申請地ですが、東側に他の方の農地が広がっているんですけども、西側は申請人の農地になります。元は申請人の農地の端を分筆されて現在の申請地の形となっております。端の部分なので、残りは申請人が農地として使うには問題ないと判断しております。以上です。

20番（原田康盛君） 人の農地ではありますけれども、こういった農家の農地を、田んぼ

や畑だっというのを、虫食い状態にしてですね、個人の都合でばっかですね、畑にしても、もう使いもんにならんじゃなかつかと思うわけですよ。次から次にこういった畑とか田に墓地等が広がっていくんじゃと懸念をするわけですね。集団墓地あたりで山とかなんかばですね、開墾するのがよかとじゃなかるうかと私は思うわけです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 他にありませんか。

8番（稲田秀敏君） はい

議長（鬼塚猛清君） どうぞ。

8番（稲田秀敏君） 8番、稲田です。この件については、次の6番案件もですね。そこを見ていただくと分かるように、ここは写真に載っているようにですね、周囲は墓地ですよ。田んぼの真ん中とは言ってもですね、地番が近いですよ。そういったことですね、これは、認可すべきだと思います。

議長（鬼塚猛清君） 実際に新しく墓を作る場合は、墓地の近隣等、墓地団地の中がいいんですがございますけれども、やはりどうしてもそういう墓地として、敷地が見つけられないと自分の農地でもしかたないのではないのでしょうか。そういうことで、ここで採決を致したいと思います。皆さん方、これについてご賛同の方は挙手をお願いしたいと思います。

（挙手多数）

議長（鬼塚猛清君） はい、ありがとうございました。挙手多数ということでした。ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に、6番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。佐伊津町の申請人は墓地とするため、佐伊津町の畑 383 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。既に墓地として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。この案件も環境課へ墓地等経営許可申請中であり、許可見込みとのこと。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。ここの墓地は、12名で墓地管理組合を作って管理するそうです。始末書を見てもみると、昭和30年代くらいからもう墓となって、昭和40年代になってからは、ほとんど納骨堂を建てたそうです。写真を見てもらうと判ると思いますが、この辺りはもう、全部納骨堂になっておりました。近所にいくらかの農地があるわけですが、同意書を貰ってきてあります。どのくらい墓があるのか分からん位、いっぱい墓のあるところですよ。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 7番について説明します。佐伊津町の申請人は自己住宅とするため、佐伊津町の田332㎡を転用したいというものです。既に造成しているため始末書が添付されております。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。この写真及び図面で見いただくと、申請地の周辺は全て申請人の所有の田でございます。この田についても、周辺の田についても、今後客土をして、蕎麦を栽培したい、ということでございます。ここは第2種農地で、以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。申請人は、自分の土地に家を建てたいということです。始末書はついておりますけれども、始末書については何年か前に田を埋め立てたということでした。申請地の前は市道になっております。付近には、ほとんど農地はないような場所です。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

それでは8番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 8番について説明します。佐伊津町の申請人は植林し山林とするため、佐伊津町の畑445㎡を転用したいというものです。既に植林しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。申請地を山林に転用したいということですが、本人から話を聞いてみたら、マキの木を育てたいとのことでした。始末書がついている理由は、何年も前から資料 の写真の状態だったからです。近所の方の同意も付けてあります。審議をよろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はございませんか。

28番（川原昭雄君） はい

議長（鬼塚猛清君） どうぞ

28番（川原昭雄君） 天草市が合併いたしましたして、もう5年になるんですが、18年3月27日でしたが、これは事務局にお尋ねしますが、合併までに地籍調査をしておいた市町、これは全部なのか、あるいは牛深もこの前済んだようなんですが、その根幹をなす始末書とか、誤字とか、何十年前からとかいう話もありますが、そういうものは地籍調査が済んで、こうした町がどこどこなのか。今、説明が不可能ならば、次回の総会にでも説明を求めたいと思いますが、こういうものが非常に多いわけですね。前回は申し上げましたけれども、始末書さえあればいいという考えがあるのではないのかな、という思いがするわけですが、農業委員会も、こういうことはやっぱりしっかり、始末書でない、素直な処置を農用委員会にはしていただきたい、という思いがするわけですから、この件は事務局にも、よろしく願いをしておきたいと思います。

議長（鬼塚猛清君） 事務局、お願いします。

事務局（中村政一君） 合併時で地籍調査がどこの旧市町が済んでいたか、ということにつきましては、次回にでも報告をさせていただきたいと思います。追加で申し上げますと、牛深の地籍調査の審議の時に、各委員さん方はご存知とは思いますが、山側斜面等で集団的に山林化をしているような場所は、農業委員会の審議で山林に地目変更することを認めるということになっております。ただ、点在する山林、あるいは宅地、雑種地等については農業委員会の審議を経なければ、地目変更の許可は出さないということで、統一してありますので、地籍調査が済んだ後もですね、始末書付きで申請はあがってくるものと思います。

議長（鬼塚猛清君） 川原委員、よかですかね。

28番（川原昭雄君） 地籍調査の時点で、畑や田んぼが遊休地になると。将来的にも耕作



不能になる、という場合がその時点で地籍調査に携わった方が、これはもう山林にしないのかとか、あるいは墓地に無断でしてある場合は、墓地にするよう指導があったはずです。ですから、そういう指導が上の方からあったのか、なかったのかも確認が必要であろうと思います。以上追加の発言です。

議長（鬼塚猛清君） 地籍調査があった場合、無断で植林とか、家を建てた場合はですね、事務局が言ったように、あくまでも農地であると委員会の審議を経んと転用できんとです。どがんしてもここで始末書付きになります。現況でいきますので、どがんしてもここで審議しないと地目は変わりません。転用できません。ということで転用許可申請があがってきております。事務局も今後はやはり天草市で、あとどこの地籍調査が済んで、また済んでないのか、それを今度、総会の時にも教えていただければいいんじゃないかなと思っております。よろしいですかね。

28番（川原昭雄君） はい。

議長（鬼塚猛清君） 他にございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 他にご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に9番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 9番について説明します。栖本町の申請人は、植林し山林とするため、栖本町の畑761㎡と192㎡の2筆を転用したいというものです。既に植林されているため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

33番（宮崎義一君） 33番、宮崎です。9番について説明を致します。この場所は、もう現況がほとんど山林です。資料の18ページの写真を見ていただきますと、みなさんもお判りと思いますが、かなり大きな木になっております。始末書が付いております。1箇所、畑をお持ちの方がおられますが、この方からの同意書も添えてありますので、よろしくご審議の方お願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はございませんか。

20 番（原田康盛君） はい

議長（鬼塚猛清君） どうぞ。

20 番（原田康盛君） 20 番、原田です。ただいま宮崎委員さんからの詳しい説明がありましたけれども、1つ2つ質問させてください。この写真を見てみますと、この木は杉か檜か判りませんけれども、これは10年、20年経ったもんじゃないかと思えますけれども、これは地籍調査前に植えたんじゃないかと思えます。山林になる今まで耕作放棄のままにしていたのか、と思うわけです。なぜこれだけの大木になるまで放っていったらどうですかね。

議長（鬼塚猛清君） 今の件につきまして地元委員、宮崎さん。地籍調査があっているのに、今まで放置して山林にしたのは、どうしてだろうかという質問です。

33 番（宮崎義一君） その件は私も詳しく聞いておりませんから、大したことは言えませんが、こういうのはかなり栖本にはあります。次に出てくる所もまた、全く一緒の状況です。これが現実です。今後、農業委員会でどういう方向に持っていか、検討をしていただければ結構だと思います。よろしくお願いします。

議長（鬼塚猛清君） 地籍調査がある時、所有者が立ち会って境を決めますね。その時は大体、木は若いです。でも、親が亡くなって名義変更する時には、どがんでんやっぱり申請ば出さんばいかんですけれども、まだよかやっかい、よかやっかいで、親父さん、またはお爺ちゃんが、そうしてきたのが、こういうみっともない事になるわけですね。これはやはり自分たちも、農業委員でありますけれども、始末書で手をうちながらですね、進んでいくしかないんじゃないかな、と思っております。そして、無断転用があるところは速やかに申請するように、今後、事務局に広報でも載せていただければ幸いです。よろしくお願いします。

20 番（原田康盛君） 航空写真を見た限りでは、山ですもんね。ほって地目が畑のままである。これはおかしかっじゃなかと思うですよ。

議長（鬼塚猛清君） 今のは要望のような質問でございますので、ここで審議致します。

ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 10番について説明します。栖本町の申請人は、植林し山林とするため、栖本町の畑 991 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。既に植林されているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地法区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準には適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

33番（宮崎義一君） 33番、宮崎です。これも9番と申請人は変わっておりますが、同一家族です。今度は資料 の20ページを見てください。益々大きな木が植わっておりますので、始末書が付いております。どうかよろしくご審議の方お願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 11番について説明します。栖本町の申請人は、宅地を拡張し住宅を建築するため、栖本町の田 64 m<sup>2</sup>と畑 68 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。申請地は、申請人の宅地に隣接し、既に建築されたため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

33番（宮崎義一君） 33番、宮崎です。この案件は、25年あまり前に家を建築されたそうです。その時、地目の調査をされてなくて今度息子さんが調べられたところ、農地が2ヶ所入っていたのが分かり、申請に至ったということでございます。隣接して畑がございしますが、同意をもらっております。それに区長さんの同意も添えてございますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

---

議長(鬼塚猛清君) 日程第4、議第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局(吉田直哉君) 引き続きお手元の資料の 、 、 をご覧いただきたいと思えます。1番について説明します。五和町の譲受人は建売住宅を建築するため、五和町の譲渡人から丸尾町の畑147㎡を売買により取得し転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。

35番(松原高弘君) 35番、松原です。1番について説明致します。ただいま、事務局の方の説明のとおり、申請人は建売住宅として新築したいということです。場所と現地の状況は23、24ページをご覧ください。申請地は都市計画整備事業により住宅地商業地化が進んだ地域で、2棟の建売住宅を建築されます。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路の側溝へ流されます。周囲は宅地化が進んでおり農地はなく、特に問題はないかと思えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。千葉県八千代市の譲受人は個人住宅を建築するため、亀場町の譲渡人から亀場町の畑331㎡を売買により取得し、転用したいというものです。すでに造成してあるため、始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

14番（山本友保君） 14番、山本です。2番について説明いたします。字図は資料の25ページでございます。写真は26ページでございます。場所は、亀場・牛深線にジャスコがございます。その店舗から奥の方へ入ったところでございます。譲受人は現在、千葉県に在住しておりますが、ご存知のように千葉県といえば、非常に地震が多くて困ってらっしゃいます。天草の河浦出身でございます。今度退職をします。是非今回は地震のない天草に家を作りたいということで、ずっと探してらっしゃった訳でございます。今回、ここに空き地が見つかりましたので申請をお願い致します、ということでございます。譲渡人の畑331㎡を売買により求めて、所有権を移転して、個人住宅を作りたいという申請でございます。この付近はご存知のように、住宅地でございます。給水は天草市の上水道を利用しまして、雨水はその横に河川がございます。そこに流すということでございます。生活排水には合併浄化槽を設置しまして、河川に流します、ということです。隣接に通路がございます。先ほど4条で申請ができましたけど、こちらを使うということで所有者の通行許可も取れております。そしてまた、区長の排水同意書が添付されています。また、この畑の331㎡は付近で廃土が出た時に盛り土をされておりましたので、始末書が添付されています。よろしく審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は許可相当であることに決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。亀場町の譲受人は貸駐車場とするため、亀場町の譲渡人から亀場町の田255㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

14番（山本友保君） 14番、山本です。3番について説明を致します。字図は27ページ、写真は28ページでございます。場所は亀場の牛深線でございますけれども、洋服の青山付近でございます。亀場町在住の申請人が、水田255㎡を売買により所有権の移転をして、ここを貸し駐車場として利用したいということの申請でございます。駐車場でございます

ので、給水はございません。また雨水排水はすぐ横が河川でございますので、こちらの方に排水をするということでございます。区長の排水同意書が添付してございます。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であることに決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。有明町の譲受人は、自宅への通路とするため、東京都大田区の譲渡人から、有明町の畑39㎡を売買により取得し転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

17番（松川兼光君） 17番、松川です。4番について説明します。譲渡人の住所は東京都となっておりますが、実家は譲受人の隣になり母親が住んでおられます。譲受人は今まで、川沿いの道を利用しておりましたが、申請地を売買により取得し、農具倉庫へ続く道を作りたいということでありました。迷惑は掛からないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であることに決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。埼玉県春日部市の譲受人は、天草の自宅が狭く車を停める場所が無いので、駐車場及び宅地拡張し一部を庭としたいため、本渡町の譲渡人から、栖本町の畑134㎡を贈与により取得し転用したいというものです。既に

一部が、庭として利用されていた為、始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

29番（前田達也君） 29番、前田です。今回の譲受人の方は現在、埼玉県に住んでおられます。実家は栖本町にございまして、半年ずつ、天草と埼玉で生活をされているとのことでございます。天草での生活時に車を停める場所が自宅付近になく、さらに道も狭いため方向転換もできないような状況でしたので、今回、譲渡人から贈与で土地を受けたいとのこと。既に農地としての状態ではなかったため、始末書が添付してあります。隣接の同意書もいただいておりますし、区長の同意もいただいております。なんら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であることに決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。栖本町の借受人は、自宅を新築するため、栖本町の貸渡人から栖本町の畑445㎡を使用貸借により借り受けし転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は、第1種農地で原則許可できないとなっておりますが、農地法運用の第2の1のイの（イ）のcの（d）にあります「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しまして、許可できとなっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

29番（前田達也君） 29番、前田です。貸渡人と借受人は親子関係になります。現在住んでおられる自宅が地滑り危険地域になっているため、貸渡人所有の畑を借り受け、新しく家を作って住みたいということで、今回申請されました。周囲は宅地化しており、隣接の方々の同意も受けてありますし、上水は市水より、生活排水は合併浄化槽を経由して公共

の排水施設に放流されるということです。なんら問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であることに決定致します。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第5、議第32号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より一括説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 資料の議第32号をご覧ください。1ページ目が農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転、2ページ目以降が利用権設定となっております。

1番の有明町の申請人ほか所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が14件で、総面積は53,665㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から、1番から14番まで、説明がありましたけれども、各担当委員からの補足説明はございませんか。

（補足説明なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました、所有権移転1件、利用権等設定14件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、所有権移転1件、利用権等設定1番から14番までの件につきましては、計画どおり決定致します。



議長（鬼塚猛清君） 日程第 6、議第 33 号、農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局（中村政一君） 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画について、平成 23 年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、地域の農業者からの意見等を踏まえ、以下の通り定めるものとする。

1 番としまして、平成 23 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、これを別紙 1、平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について別紙 2、ということであるという資料を用意しておりますので、具体的な内容についてはそちらの方をご覧いただきたいと思っております。

提案をいたしますのは、平成 23 年度の実績の点検・評価の案と平成 24 年度の目標及び活動計画案ですが、どちらも 4 月総会で公表案を審議いただき、天草市のホームページ等で公表し、地域農業者等からの意見を募集しておりました。残念ながら昨年にも続きまして何の意見もございませんでした。そういった訳で、内容的には 4 月総会でご説明申し上げました内容とほぼ同じになります。

内容といたしまして、再度説明をした方がよろしいでしょうか。

議長（鬼塚猛清君） 要所の説明をお願いします。

事務局（中村政一君） 要所ということでしたので、私の方で要所と思うところを説明させていただきます。

最初に、平成 23 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）の 1 ページからが法令事務に関する点検です。総会等の開催及び議事録の作成について（1）から（4）までをつけることで結果を表示しています。通知がありました「適正な事務の実施について」の指導に基づき、適正に実施し、特別指摘も受けていませんので、改善措置欄には記入はありません。

めくっていただきまして、2 ページが事務に関する点検です。（1）が 3 条申請に関する結果で、1 年間で 73 件の申請があり、内 1 件を不許可にしています。「事実関係の確認」から点検項目ごとに実施状況を記載しています。是正措置欄に記入がないのは、先ほどの説明と同様の理由でございます。

（2）が農地転用に関する事務で、農地法 4・5 条に関して、4 条申請が 48 件、5 条申請が 102 件、転用目的の買受適格、事業計画変更が各 1 件、合わせて年間 152 件を処理し、県知事に進達しています。「申請者への審議結果の通知」項目を除き、点検項目と具体的な内容欄は（1）と同様でございます。

めくっていただきまして、3ページの「(3) 農業生産法人からの報告への対応」につきましては、平成23年度中に活動休止中の法人も掘り起こしまして報告書を提出するよう指導してきました。結果としまして、あと1法人から提出がありませんので指導を継続していきます。

(4)が情報の提供等に関する点検で、賃借料情報の調査・提供、農地の権利移動等の状況把握、農地基本台帳の整備についての点検項目です。現在まで指摘は受けていませんので、是正措置欄は記載しておりません。

その他の法令事務として4ページから、(5)農地法3条の2に基づく許可の取り消し事務については該当ありませんでした。

(6)が基盤強化法に基づく農用地利用集積計画に関する事務で、1年間に264件を決定しています。点検項目等は農地法第3条に対する点検と同様です。適正に実施していますので是正措置はありません。

下段に法令事務に対する地域の農業者からの意見等を記載する部分があります。冒頭にご説明いたしましたように意見はありませんでした。

5ページから法令事務の遊休農地に関する措置に関する評価の記載です。平成23年度当初の現状や計画と実績を比較して記載しています。当初把握していた遊休農地26haに対し、解消目標を13haとして意向調査や指導等を行い、4haを解消しています。なお、この解消面積は、バックアップ大作戦等で解消した耕作放棄地面積は含まれず、当初のリストにあった26haの内の解消面積です。

また、平成23年度中に実施した利用状況調査で新たに発見した遊休農地に対しましても、随時指導を行ったり、通知書を送付したりしています。具体的な活動計画や活動実績は記載のとおりで、指導通知書は604件、35haの農地について396人の方に送付をしています。4が農業委員会としての目標と活動に対する評価の案を記載しています。5.地域の農業者等からの意見はありませんでしたので、6の内容は4と同じになっています。

6ページから8ページが促進等事務に関する評価で、1の認定農業者等担い手の育成及び確保については、(1)の現状欄ですが、農家数と主業農家数が2010年農林業センサスの数値で、認定農業者数が平成23年3月の経営体数になります。(2)に平成23年度の実績を記入していますが、平成23年度末の認定農業者数が415となっており、3経営体が減少しています。昨年は認定期間終了が200戸程度あり、高齢化や認定のメリットを見出せないという理由で再認定の申請をしない意向の農家が多いという事前の情報がありましたので、経営体の減少を最小限の20経営体に食い止める計画でしたが、新規認定もあり、3経営体の減少になりました。

(3)に活動計画と活動実績、(4)に評価の案を「目標を上回る活動の成果があった。」と記載しています。

(5)で記載してありますとおり、意見はありませんでしたので、(6)については、(4)と同じになっています。

7ページの「2.担い手への農地の利用集積について」も、認定農業者の全体数が減少していますので、実績は1,328haの実績に止まりましたが、最大限の活動を行っているとする評価の案にしています。(5)と(6)は先ほどと同じです。

8ページが違反転用への適正な対応ですが、この実績に記載しているのは、農地パトロールで違反転用を発見し是正指導として、農地転用の追認申請をされた事例を計上しています。23年度中に発見された事案で、未解決な事案については県に協力を要請して指導を行なっていくことにしております。(5)と(6)は先ほどと同じです。

続きまして、別紙2の方です。平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてです。ページ番号を新しく付けています。

1ページが法令事務の遊休農地に関する措置で、平成23年度の農地利用状況調査で判明した遊休農地の内、解消されていない面積72haの約1割を解消目標に計画しています。本年3月末にはリーフレット等を同封して指導通知を発送しています。

促進等事務についての計画を2ページから記載しています。認定農業者等担い手の育成及び確保についての現状、課題を記載し、認定農業者の増加目標を5経営体に設定しています。

3ページが担い手への農地の利用集積で、2haの増加を目標と設定しています。

4ページが違反転用への適正な対応に関する計画です。現在把握している違反転用面積と今後農地パトロールで新たに発見する事案を併せて解消目標を5haとしています。指導を行っても解消が難しいケース等については、県と連携を取りながら指導を強化して行くという計画です。

(3)に地域の農業者等からの意見等の欄がありますが、意見はありませんでしたので、(4)は(2)と同じ内容です。

最後に、本日決定いただきました平成23年度点検・評価及び平成24年度目標と計画は天草地域振興局を通じ県、国へと提出することになります。

審議をよろしくお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただいま事務局から平成23年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画、2つについて説明していただきました。皆さん方からのご意見を拝借したいと思います。

28 番（川原昭雄君） 近年のわが国の農業の先行きを、非常に私は不安に思うわけです。もちろん私も、高齢者になってまいりましたけれども、現状が若人、すなわち担い手が不足になりつつあるな、ということと、つい最近の全国農業新聞を見てみますと、米が不足気味になりつつあるよ、という記事がでていたことを、みなさんご記憶のことと思いますが、まったくその通りになりつつあるわけです。一つの例をとってみますと、私も農業委員の使命を十分果たさなくてはならないな、という思いで一昨年私のところの2町2反、約23名が耕作をしているわけですが、1人当たりの平均が約1反でございますが、これを羊角湾事業の最終年度になるよ、ということを知りまして皆さんに説得して、それこそ何日も使って、この方々に説得をしてまわった訳です。よし、川原さん、やりますよ、水問題もやりますよ、と。圃場整備もこの土地ならば十分いけるよ、と。約事業費は約4,300万円でございますけれども、数人の方たちが寸前になって、取り止めになったわけです。今でも1人の、先ほどの3条でも出しました方が、約4反2畝位耕作をしておりますが、川から水をあげて、自分1人でそれこそやっております。他の人は草ボーボーで、羊角湾事業でやれば、今は青々と茂った田んぼになるはずでございましたけれども、理解不足と自分が農業に携わったことがない方々が多数いたために、現在はもう、草ボーボーとして、雑草、あるいはセイタカアワダチソウが生い茂っております。そのことを、私の力ではもうどうにもならないという思いでございますが、1つ力を貸してもらいたいことは、農業委員会の会長名で、あなたの土地の雑草と、いわゆる境界も困るわけです。畦はまったく土畦でございますので、セイタカアワダチソウ、雑草が生い茂りますと、境が分からんこととなるわけです。この管理を十分やってください、という通知書を差し出すわけにはいきまいか、ということでございます。このことについては、やっぱり農業委員会の力を借りないと、相手が農業をできない年齢の層もあるし、都会におる人には全部、同意をして頂いたけれども、地元におる人が非常に困難でございます。だから、これは会長の力を借り、事務局の力を借りなければどうもならんという思いが今でも、いつもそこを通っていかないかんばんですから、もう思いがするわけでございますので、このことについては、真剣にあなたの、会長の力を借りたいなと、いう思いがするわけでございますから、ご審議のほどよろしくお願いお申し上げたいと思っております。

議長（鬼塚猛清君） これは、事務局よりも自分が答えたいと思います。自分が会長をさせてもらっとる認定農業支援協議会の中です。人と農地のプラン、今後10年、20年先を見た集落相手の田作りの中でとりわけこの問題は毎回考えております。今後は農業振興課、今までは国が人と農地プランを作り上げましたけれど、まだ確定というか中身がまだちゃんと煮詰まっとらんとです。もうそろそろ、煮詰まると思っています。その中で、市

も動くはずですよ。それと皆さん方をお願いするのは、そういうプランがあるとですね、自分たちも中に入り込んで、地域のそういうプラン作りに協力していただきますように、このことは地域でプラン作りがあった場合は、農業委員会も農業委員も参加してするように、ということで、この前の会議でもお願いしておりますので、呼びかけていただくことと思っております。それに期待したいと思います。

28番（川原昭雄君） そのこの集落は全部なんですよ。一番土壌のいいところでございますけん、もうもったいなくてももったいなくて本当にもう、私はもういつも思っとなんとですよ。先導者が千羽鶴をおったわけですね。反対の先導者が。東京から引き上げてきた人です。たった一晩のうちで、選挙運動の違反行為と一緒にですね、みんな同意してくれらったのに、もう情けんのうして、情けんのうして、私は本当に手紙もはがきも出して、そして皆さん方の力を借りて、そしてやってきたんですよ。腹ん立って腹ん立って、のさんですよ、今でも。ですから、誰かの力を借りて、外部の力を借りて、いかなあ、と思うわけです。どうぞ、今のお話を聞いて、一つ是非お願いしたいと思っております。だから今、会長がおっしゃるように、将来のわが町の農地を見た際に、あまりにももったいないということと、後継者に作ってもらいたいということがあるもんですけん。それをお願いしたいということですよ。

議長（鬼塚猛清君） 今ですね、各地域、皆さん方思い浮かべてください、自分の故郷は。65歳以下の農家は本当に少のうございます。もう、自分も72歳になったんですけども、やはり、専業農家では自分たちがちょうど中間の年齢ですね。そういうことで、後継者がおらんとです。そしてまた今、川原委員さんがおっしゃったのは、後に耕作する者がいないから、事業の考えが崩れたのかなと思っております。自分もですね、楠浦の基盤整備、もう初めから中に入りまして、100%同意してもらってですね、大変苦労しましたので、川原委員の気持ちは判ります。もう、腹が立ってもですね、笑うとかんばいかなんとです。腹立てたら負けですけん。そういうことで、基盤整備の説明をしに所有者宅へタ方行ってですね、コケッコーとおめく寸前までおったことのあつとです。そのくらいやっぱり苦労します。ほんでやはり、今から組織の力を借りてですね、進めていくとどうにか前進するんじゃなかろうかな、と思っております。本当に整備の不完全なところは、なかなか作ってくれません。片方はいいけれども、片方は深く埋まるとか、排水が悪いとか、やはり基盤整備してこそ、事業です。そしてこれは、池田委員さん、議長をされていらっしゃいますので、基盤整備のですね。今、基盤整備を今度は判りませんが、前までは土地改良の金が7割ばかりカットされとつとですね。計画ば立てて、寸前までいってもまだ、事業にのっていないというようなこと、そしてまた、話が崩れたところはですね、まだなめてかか

つとる。予算がないんです。でも、天草市は天草市として、そういう小さなところは市の単独事業でもですね、進めていただければ頼もしいなと思っております。池田委員、その時にはよろしく申し上げます。

28番（川原昭雄君） 集団なもんですから言うんですよ。

議長（鬼塚猛清君） 集団じゃなからんば、やはりそういう基盤整備もできませんので。やはりそういう、事情を持ってこないとですね、後継者は変わりません。また、用水路も川からポンプで汲むような所はですね、なかなか後継者に耕作してくれといってもしてくれません。それとまた、自分達が支援事業の中でですね、新しい農業者を育成するために、今研修生を募集しております。池田委員にも、本当にお世話になっておるんですけども、年間150万、そして各受け入れ農家が3万ですね。そういう1人でも2人でも新しい農業者を育成しよう、という組織でございます。一昨年までは国が主体でございましたけれども、今回は天草市自らが、予算を5名程とってやっております。まだ5名の人数に達しておりませんけれども、自分も面接しております。やはり150万が頭にきてですね。例えばと、就職もなし、なんにも働く仕事がない、そういう方たちが一応、インターネットを見て、飛び込んで来られます。鎌持ったことがない方を自分の家で1ヶ月間、実習させて本当にやっていけそうならば、研修生として受け入れようと思ったんですけども、自ら音をあげました。月にいくらか貰ってもですね。そして2年間です。その後3年はここで農業をせんばいかんとですよ。そういう条件がございます。そしてもしも、農業をしない場合には返納です。生活費にどん使とればですね、大変です。そういう方たちもいらっしゃいます。しっかりとした構想を持った人が、新しい農業者になってくれるといいんですけども、失礼ですけども、やはりそういう半端な人が少し多いんじゃないかなと思っております。もう少ししっかりした研修生を見つけるべく、慌てずにじっくり検討したいと考えております。それと、ハウスは資金を持たないといけないから露地で栽培します、というわけですね。ほんならば、いつか子ども、嫁さん、養う場合には何反の敷地が、水田が必要か、というわけです。そういうことを何にも考えんでですね、来とります。施設だからですね、2反くらい作ると、作る物次第ではですね、生活できるんじゃないかな。そして露地ならば5反以上作らばいかんという、うったまがとです。やはりここでもですね、専業農家はきついです。1町くらい田んぼば作ったっちゃ、食べられんです。そこまで真剣に考えた、研修生が欲しいとですね。もう少し待っていただくと、しっかりした若者が誕生するんじゃないかな、と思っております。よろしく申し上げます。

ここで案件あがりましてけれども、その他になにかございせんか。

20番（原田康盛君） 20番原田です。別紙1番のですね、5ページ。法令事務、遊休農地

に関する措置というのですが、22年度の管内の農地面積が6,992ha。これに対し、遊休農地が26haですよね。要するにこれが、この遊休農地の解消を強化するためですので、実績の解消したのが4haです。これはまだ、全然解消されとらんとじゃなかつたですか。どがんですか。事務局からの説明をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） はい、事務局。

事務局（中村政一君） 原田委員さんのご指摘の通りですね。ここに述べている、管内の農地面積と申しますのが、私もお説明致しましたけども、2011年農林業センサスで出てきた数値でありまして、その横にある遊休農地の面積っていうのは昨年、農業委員会が調査をして1筆ごとに特定をした面積です。その中で、ほ場整備の近隣の地区、あるいは農地のまとまりのある地区、農用地区域になっている農地についてだけ、指導をしているところです。できればですね、事務局としても努力をしておりますけれど、指導通知を出してその後、事務局の方にどがんですればよかつたでしょうか、っていう相談には来られております。ただし、自分では作ることができないんですけど、っていうような言い方の前置きがたまに付くんですね。だからその時に、形上は農地情報登録っていう形で、貸し借りする意思の書類の提出はしていただいている。ただですね、それだけだとどうしても、耕作継続にはならないわけですね。私もずっと申し上げておりますけども、農業委員会の事務局がどんなに会長名義の通知を出しても、あまり効き目がないんです。それよりも、農業委員さんたちが戸別訪問して指導をしていただいで、隣接地の耕作者、あるいは新規の担い手の方に、耕作をしていただく話し合いのまとまりをつけていただくことが一番耕作放棄地解消の早道ではないかと、事務局は勝手ながら思っているところです。このことにつきましても、絵に描いた餅にせず実のある活動をですね、農業委員さんたちも事務局と一緒にお願いをしたい、と考えているところです。本年度は、昨年度の利用状況調査で把握した遊休農地に関しては、リストをだして農地パトロール等を行っていただいでますし、解消指導についてもですね、一歩踏み込んだ活動をお願いしたいな、と思っているところです。本当に改選の年でもあつてですね、大変だとは思いますがその辺のことを踏まえて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

通知を出すことは非常に簡単でですね、うちの方はデータを入力すればいつでも出せます。農地パトロールの時に、リストにあがつてきたデータについては、ある程度は出しております。今年、また通知を出すリストの方に天草町の方からリストをあげていただければ出します。しかし、出したら出したでその後の指導を、地元の委員さんも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。指導通知を出したら、その1年後には、遊休農地である旨の通知を出しますし、その遊休農地である旨の通知を受け取つたら、1ヵ月以内に改善計画

の計画書を所有者は出していただくことになります。だからそういったことも踏まえてですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。昨年が、私たちの方から指導通知を出す時にですね、委員さんの了解も得ずに出したってということもありましたので、今度から実施をする時には、事前に農業委員さんたちに相談をしながら、そういった準備はしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（鬼塚猛清君） 自分が言ったのは、担い手の方でもですね、事業を進めていきたいなという集落との話し合いの前に指導通知をやっていると、案外集落の方も考えるんじゃないかなと思ひております。氏名を聞いてリストを出していただければ、少し効果があるんじゃないかな、と思ひております。

28番（川原昭雄君） あの、先ほども申し上げましたが、1町2反の中の4反6畝は先ほど審議した3条譲受人が耕作してるんですよ。そして水路は、水がこないもんですから川からポンプであげて耕作しとっとですよ。並々ならぬ努力を1人でやとる人がいるのに、他の人は傍観して見とるわけですね。もう、こういう農業心というか農家の気持ちを我々は判るじゃなかですか。そこを分からんていうのは残念で、しかも農業委員の川原昭雄が一生懸命頑張ったことを知らんていうことを残念でたまらんとですよ。そうして、わが田は荒れ放題、それこそ高浜の西高のところから入って来ますと分かる所にあるわけですね。だから力を貸してくださいというのはそこにあるわけですね。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 他にございませぬかね。この計画案でようございませぬか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がなければ農業委員会活動の目標と活動計画を提案の通り決定することにご異議ございませぬか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議ありませんので、提案の通り決定致します。今後目標の達成に向けて積極的な活動を展開されますよう、お願ひ致します。

---

議長（鬼塚猛清君） 次に、日程第7、報告事項、事務局より、各種の届出があったことについて報告をお願ひ致します。

事務局（寺澤大介君） ご覧いただく資料は資料 の最後のページになります。農地利用・形状変更届は2件あり、倉岳町の田のほ場を整備するというもの、本渡町の田に盛り土し牧草を作るというものです。許可不要転用届の4条関係は、杵宇土町の田に牛舎・牛の運動場を作るというものです。5条関係は、本渡町の畑に携帯電話無線基地局を設置するというものです。以上です。



議長（鬼塚猛清君） 今のは報告事項でありますので、よろしくお願いします。

---

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 24 年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

午後 4 時 10 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 川松信男

署名委員 榎場次徳